

## 廃棄物管理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

これまでの新規制基準適合性に係る審査でのご指摘などを踏まえ、「火災等による損傷の防止」、「外部からの衝撃による損傷の防止」など、規則条項との適合性に関する申請書の記載内容について追加・充実を図りました。

## ＜具体的な補正内容＞

○以下の「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下、「規則」という）の条項について、規則要求事項への適合または審査における説明の反映や、再処理事業で既に補正している津波、竜巻、外部火災等を反映するため、記述の追加、充実を図りました。

- ① 第三条（閉じ込めの機能）
- ② 第四条（火災等による損傷の防止）
- ③ 第六条（地震による損傷の防止）
- ④ 第七条（津波による損傷の防止）
- ⑤ 第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）
- ⑥ 第九条（廃棄物管理施設への不法な侵入等の防止）
- ⑦ 第十条（核燃料物質の臨界防止）
- ⑧ 第十二条（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）
- ⑨ 第十四条（管理施設）
- ⑩ 第十六条（放射線管理施設）
- ⑪ 第十八条（予備電源）
- ⑫ 第十九条（通信連絡設備等）

○主な変更内容は以下のとおりです。

- ・ 第四条（火災等による損傷の防止）  
⇒ 火災の防止に関する主要な設備等の設計について、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計にする等を追加 など
- ・ 第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）  
⇒ 竜巻について、設計上考慮する竜巻から防護する施設、設計竜巻及び設計荷重の設定、竜巻防護設計等を記載 など

以上